

## 第5回島田市自治基本条例制定作業部会 会議要録

### ■日時

平成27年12月1日（火）9：30～11：00

### ■場所

島田市役所 会議棟 2階 C会議室

### ■出席者

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：藪崎地域づくり課長補佐、瀧賀主事

### ■内容

#### 1 開会

#### 2 地域づくり課長あいさつ

#### 3 報告

(1) 第12回自治基本条例を考える市民会議の報告（資料1）

資料1に沿って第12回自治基本条例を考える市民会議の報告を行った。

#### 4 協議

(1) 条文の作成について（資料2）

### ■第12回市民会議で挙げた意見についての協議

加えて、事務局より条文の「である体」「ですます体」についての協議を提案した。

（島田市公文例式規程では文体は「である体」を用いることが原則としている。）

（作業部会員の意見）

- ・市民会議で「言葉が古くなったら変えればいい」という意見が出ていたが、そういう理由で改正はしない。元々いつまでも使える日本語を使うのが条例。
- ・用語を定義付けすれば使えないことはないが。
- ・これからの様々な条例を定めていくことになるので、自治基本条例も島田市の条例の原則には従う必要はある。
- ・難しいことはパンフレットで説明用の表現を使い、補えばいいのではないか。  
→作業部会の考えは「島田市の条例の原則に従い条文を作成し、パンフレットで補う。」

とし、提案していく。

■ 其他用語について

- ・ 市民、議会、行政（市長等）は個人、組織、組織で並んでいるがそれはよいのか？
- ・ まず、機能に着目して並べればよいのでは。
- ・ 憲法は司法、立法、行政と組織を並べており、個人ではない。
- ・ 市民は何を指すのか？
- ・ 一個人も指すし、市民グループや NPO 法人などの集合体も指す概念的なもの。
- ・ 集合体としての市民はどう振舞うか？→現在の条文ではそこまで明記していない。
- ・ 他市だと自治基本条例と住民投票では対象者（市民の定義）が異なっている。

■ 基本理念の部分について

前回作業部会では作成の間に合わなかった「基本理念」の部分についての条文案を検討した。

→検討結果は今後の自治基本条例を考える市民会議にて市民委員へお返りする。

5 その他

特になし

6 閉会

以上